

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

規 則	三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則 ...	予 算 経 理 室	1 頁
告 示	三重県指定有形文化財の指定の解除 .....	社会教育・文化財保護室	4 頁
	三重県指定有形文化財の指定の一部解除 .....	社会教育・文化財保護室	4 頁

### 規 則

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十一年二月九日

三重県教育委員会委員長 竹 下 謙

#### 三重県教育委員会規則第一号

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則（平成十四年三重県教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「修学費にあつては十年以内に、修学支度費にあつては五年以内に返還」を「十二年以内に修学奨学金を返還」に改める。

第一号様式を次のように改める。

### 三重県高等学校等修学奨学金奨学生申込書

いずれか該当する方に を付けること		在学採用	予約採用		
申 込 者 (本 人)	ふりがな 名 前	住 所 等			
		〒			
		電話 - -			
	生年月日	性 別			
年 月 日生	男 ・ 女				
親 権 者 又 は 後 見 人 (保 護 者)	ふりがな 名 前	住 所 等			
		〒			
		電話 - -			
	生年月日	性別	職業 (勤務先等)	本人との関係	
年 月 日生	男 ・ 女				
連 帯 保 証 人	ふりがな 名 前	住 所 等			
		〒			
		電話 - -			
	生年月日	性別	職業 (勤務先等)	本人との関係	
年 月 日生	男 ・ 女				
在 学 す る (入 学 希 望 の) 高 等 学 校 等	学 校 名	課 程 名	在 学 期 間		
	国公立 私立		年 月 入 学 年 月 卒 業 見 込		
通学(予定)状況	自宅通学 ・ 自宅外通学				
他 の 奨 学 金 制 度 の 申 込 (予 定) 状 況 の 確 認	申込の有無 いずれかに	申込を行った場合、 下記のいずれかに		既に貸与を受けている奨学金制 度名	
	有 ・ 無	認められた	認められな かった		
貸 与 額 及 び 貸 与 期 間	修学支度費		修学費 (貸与期間)		
	入学時	円	月額	円	年 月 から 年 月 まで
修 学 奨 学 金 の 振 込 口 座 (本 人 の 口 座)	金融機関名	本支店名 (コード番号)	種目	口座番号	口座名義 (カタカナ)
		( )	普通 当座		( )

(裏面)

世帯(家族) の状況(本人含む)	名前	続柄	職業等(勤務先、学生の場合は学年)	特記事項
		本人		

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則第4条の規定により修学奨学金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

年 月 日

三重県教育委員会教育長 あて

本人 名前 ㊟

上記の者が貸与を受ける修学奨学金については、本人と連帯して債務を負担します。

保護者 名前 ㊟

連帯保証人 名前 ㊟

署名欄は、いずれもそれぞれ該当する人が自筆してください。

添付書類 在学証明書(第2号様式)  
同一の世帯(生計)に属するすべての者の住民票の写し  
同一の世帯(生計)に属し、幼児/児童/学生を除く者の所得についての市町村長の証明書  
(通常、所得課税証明書となります。税務署発行の納税証明書ではありません。)  
前年の源泉徴収票コピー(給与所得者の場合)

密 記

- 1 この規則が、公布の日から施行する。
- 2 改正後の三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則(以下「新規則」といふ)第十一条第一項の規定は、この規則の施行の日以後に修学奨学金の貸与が決定される者の修学奨学金について適用し、同日前に修学奨学金の貸与が決定された者の修学奨学金については、なお従前の例による。ただし、同日前に修学奨学金の貸与が決定された者のうち、新規則第十一条第一項の規定による修学奨学金の返還を希望し、その旨を教育長に申し出た者については、貸与を受けた修学奨学金の総額から既に返還した額を控除した額について新規則の規定を適用する。

告 示

三重県教育委員会告示第8号

三重県文化財保護条例（昭和32年三重県条例第72号）第6条第3項の規定により、次のとおり三重県指定有形文化財の指定を解除しました。

平成21年2月9日（解除年月日 平成20年7月10日重要文化財指定日）

三重県教育委員会

種別	名 称	員数	所 在 地	指定日	所 有 者
彫刻	木造諸尊仏龕	1基	伊勢市中之町101	平成16年 3月17日	宗教法人寂照寺
書跡	紙本墨書皇太子聖徳奉讃 真仏筆	1冊	津市一身田町2819番地	昭和34年 7月7日	宗教法人専修寺
書跡	紙本墨書浄肉文親鸞筆 附 六角堂夢想偈文	1幅 1幅	津市一身田町2819番地	昭和45年 2月25日	宗教法人専修寺
書跡	紙本墨書親鸞夢記 附 経釈文聞書	1幅 1冊	津市一身田町2819番地	昭和45年 2月25日	宗教法人専修寺
書跡	紙本墨書慈信房あて親鸞 消息（義絶状）	1巻	津市一身田町2819番地	昭和45年 2月25日	宗教法人専修寺
書跡	紙本墨書日野氏系図	1幅	津市一身田町2819番地	昭和54年 3月23日	宗教法人専修寺
書跡	紙本墨書覚信尼筆大谷 屋地寄進状	1巻	津市一身田町2819番地	昭和54年 3月23日	宗教法人専修寺

解除理由 文化財保護法第27条第1項の規定により、平成20年7月10日付け文部科学省告示第115号で重要文化財に指定されたため

三重県教育委員会告示第9号

三重県文化財保護条例（昭和32年三重県条例第72号）第6条第3項の規定により、次のとおり三重県指定有形文化財の指定を一部解除しました。

平成21年2月9日（解除年月日 平成20年7月10日重要文化財指定日）

三重県教育委員会

種別	名 称	員数	所 在 地	指定日	所 有 者
歴史 資料	松浦武四郎関係資料	844点の 内702点	松阪市小野江町383	平成4年 2月21日 平成18年 3月18日 追加指定	松阪市

解除理由 文化財保護法第27条第1項の規定により、平成20年7月10日付け文部科学省告示第115号で重要文化財に指定されたため

発 行  
津市広明町13番地  
三重県教育委員会

印 刷  
有限会社第一プリント社